

東北地方太平洋沖地震により被災された皆様へ

東北地方太平洋沖地震により行方不明となった被共済者の死亡を推定した上で退職金を支給する特例措置のご案内

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号）の施行に伴い、建設業退職金共済制度の被共済者が行方不明である場合の退職金支給に関する特例措置については次の取扱いといたします。

なお、退職金請求を受けるべき遺族又は相続人が適用対象となる場合は、直接下記問い合わせ先までご照会ください。

1. 特例措置の内容

東北地方太平洋沖地震により行方不明となった被共済者が次の状態にある場合には、中小企業退職金共済法の死亡に係る退職金の支給に関する規定の適用について、本件地震の発生日に死亡したものと推定されることを前提として死亡に係る退職金の請求を受付いたします。

- ①被共済者の生死が地震発生日（平成 23 年 3 月 11 日）から 3 か月間わからない場合
- ②被共済者の死亡が地震発生日から 3 か月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合

2. 退職金を請求する場合の添付書類

(1) 行方不明者の死亡を証する書類

特例措置を受ける場合は、退職金請求書に添付する共済手帳、住民票及び戸籍謄本のほか次の書類を添付して下さい。

- ①本件地震による災害により行方不明となった者の生死が 3 か月間わからない場合
 - i 当該行方不明者が本件地震による災害により行方不明となっていることの申立書
 - ii 災害弔慰金、遺族補償一時金等行方不明であることにより国及び地方自治体並びに健康保険組合等が支給した給付金の決定通知書の写し
又は、雇主その他の当該行方不明者と社会生活において密接な関係を有するものによる確認書

- ②本件地震による災害により行方不明となった者の死亡が3か月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合
- i 当該行方不明者が本件地震による災害により行方不明となっていることの申立書
 - ii 死亡診断書その他被共済者の死亡を証する書類

お問い合わせ先 建設業退職金共済事業本部 業務課
電話 03-5400-4319